

長野県市長会部会設置要綱の一部改正について（案）

1 改正の趣旨

長野県市長会に関する部門別重要事項についての研究、関係機関との連絡強化のため設置されている4部会中、総務文教部会及び建設部会において、部門別重要事項の部会間の偏りの是正と関連事項を一括審議することにより、効果的・効率的な研究等を図る。

2 改正の内容

建設部会を危機管理建設部会に改める。

3 部会別所管分野及び長野県の所管部局の変更

【現 行】

部 会 名	所 管 分 野	長 野 県 の 所 管 部 局
総 務 文 教	企画、行財政、教育	危機管理部、企画振興部、総務部、 県民文化部、教育委員会
建 設	土木、住宅	建設部

【改正後】

部 会 名	所 管 分 野	長 野 県 の 所 管 部 局
総 務 文 教	企画、行財政、教育	企画振興部、総務部、県民文化部、 教育委員会
危機管理建設	危機管理、土木、住宅	危機管理部、建設部

4 施行年月日

平成29年4月1日

《参 考》部会別年度別議案数の推移

部 会 名 \ 年 度 (平成)	2 4	2 5	2 6	2 7	2 8
総務文教 (うち 危機管理関係)	1 4 (3)	1 3 (1)	1 8 (0)	1 1 (1)	2 0 (5)
社会環境	1 5	1 4	1 3	1 2	1 2
経 済	1 3	1 6	7	1 1	7
建 設	9	9	1 1	6	3
計	5 1	5 2	4 9	4 0	4 2

長野県市長会部会設置要綱の一部を改正する要綱

長野県市長会部会設置要綱（昭和54年4月1日）の一部を次のように改正する。

第1中「建設」を「危機管理建設」に改める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

長野県市長会部会設置要綱の一部改正新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>第1 市長会に関する部門別重要事項についての研究、関係機関との連絡強化のため市長会に総務文教、社会環境、経済、<u>危機管理建設</u>の4部会を置く。</p>	<p>第1 市長会に関する部門別重要事項についての研究、関係機関との連絡強化のため市長会に総務文教、社会環境、経済、<u>建設</u>の4部会を置く。</p>
<p>第2 (略)</p>	<p>第2 (略)</p>
<p>第3 (略)</p>	<p>第3 (略)</p>
<p>附 則 この要綱は、昭和54年4月1日から施行する。</p> <p><u>附 則</u> <u>この要綱は、平成29年4月1日から施行する。</u></p>	<p>附 則 この要綱は、昭和54年4月1日から施行する。</p>

現 行

長野県市長会部会設置要綱

第 1 市長会に関する部門別重要事項についての研究、関係機関との連絡強化のため市長会に総務文教、社会環境、経済、建設の 4 部会を置く。

第 2 各市長の部会所属は役員会に諮り会長が指定する。

第 3 各部会に部会長を置く。部会長は、役員会に諮り理事の中から会長が指名する。

附 則

この要綱は昭和 5 4 年 4 月 1 日から施行する。

改正後

長野県市長会部会設置要綱

- 第1 市長会に関する部門別重要事項についての研究、関係機関との連絡強化のため市長会に総務文教、社会環境、経済、危機管理建設の4部会を置く。
- 第2 各市長の部会所属は役員会に諮り会長が指定する。
- 第3 各部会に部会長を置く。部会長は、役員会に諮り理事の中から会長が指名する。

附 則

この要綱は昭和54年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成29年4月1日から施行する。